

総務文教常任委員会

資料

平成31年4月

総務財政部

1 管財課

(1) 低入札価格調査制度について・・・・・・・・・・・・ P1～P3

(別冊) 加東市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱

低入札価格調査制度について

1 制度の概要

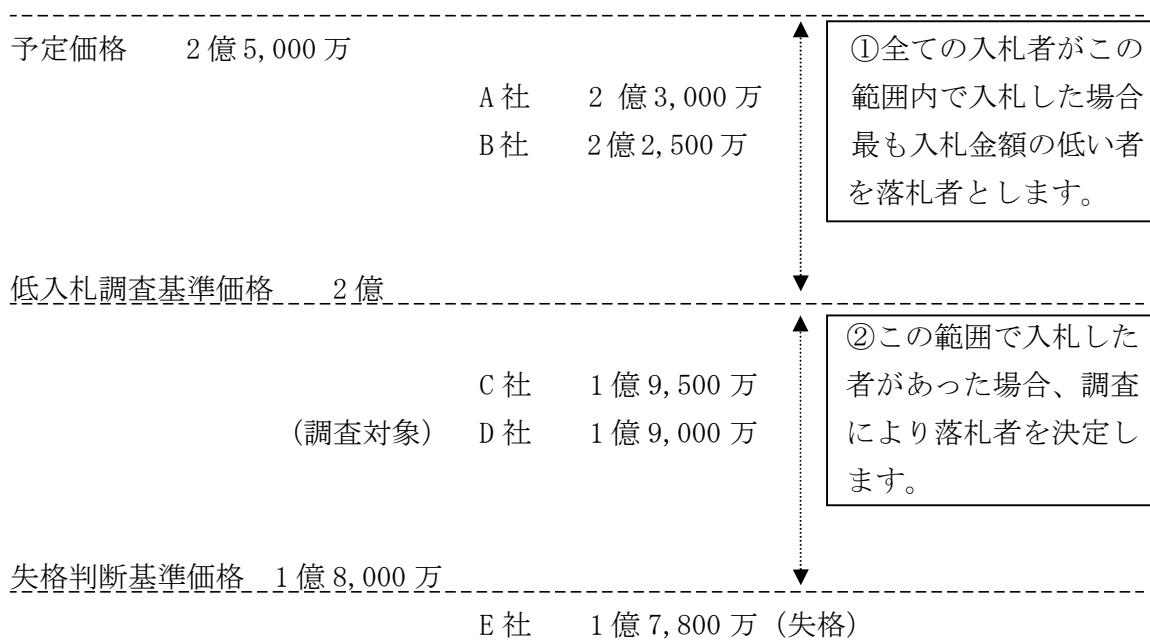
建設工事請負契約の入札において、あらかじめ設定した低入札調査基準価格未満の価格で入札した者があった場合、契約しようとする内容に適合した履行の可能性を調査したうえで落札者を決定する制度です。

2 対象とする工事

一般競争入札又は指名競争入札により市が発注する予定価格1億円以上の建設工事

※工事内容によっては、加東市指名競争入札参加者等資格審査会の判断により、1億円未満でも低入札価格調査制度を適用する場合があります。

3 低入札価格調査制度における落札者の決定方法



①全ての入札者が予定価格制限範囲内の価格かつ低入札調査基準価格以上の入札をした場合、最も低い入札金額で入札した者を落札者とします。

②失格判断基準価格以上の価格かつ低入札調査基準価格未満の価格で入札した者があった場合、最も低い入札金額で入札した者から順に、契約しようとする内容に適合した履行の可能性を調査したうえで落札者を決定します。(上記の場合、D社→C社)の順に調査します。)

※失格判断基準価格未満の価格で入札した者は、調査を行わず失格とします。

4 低入札調査基準価格の設定及び算定方法

(1) 低入札調査基準価格とは

予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者の入札金額ではその者により契約しようとする内容に適合した工事が施工できないおそれがあると認められる価格

(2) 低入札調査基準価格の算出方法

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%
の合計額

※上記金額に消費税等相当額を乗じた額とします。

※ただし、その額が予定価格の92%を超える場合は92%、75%に満たない場合は75%とします。

5 失格判断基準価格の設定及び算出方法

(1) 低入札価格調査制度を行う場合において、契約しようとする内容に適合した工事が施行出来ないと判断される価格で、調査をせずに失格とする価格

(2) 失格判断基準価格の算出方法

予定価格の75%未満の価格

【参考】 最低制限価格制度

予定価格 2億5,000万

a社	2億3,000万
b社	2億1,500万
c社	2億1,000万（落札）

最低制限価格 2億

d社	1億9,000万（失格）
----	--------------

①最低制限価格以上の価格かつ予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者の中最も低い入札金額で入札した者を落札者とします。

低入札調査基準価格等の公表について

低入札調査基準価格、失格判断基準価格及び最低制限価格は、事後公表とします。

低入札価格調査制度の手順（フロー図）

